

第3号議案 定款変更承認の件

【変更理由】

職務執行の対価として、その責任に応じるため。

【定款変更（案）新旧対照表】

（下線部が変更箇所）

新	旧
<p>（報酬等）</p> <p>第31条 <u>理事及び監事</u>に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</p> <p>2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。</p>	<p>（報酬等）</p> <p>第31条 <u>理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び会員外の監事</u>に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</p> <p>2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。</p>